

令和８年度八女市森林ビジョン策定準備
業務委託プロポーザル実施要領

令和８年９月１日

八女市産業経済部林業振興課

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度八女市森林ビジョン策定準備業務委託

(2) 業務概要

本業務は、八女市として将来取り組むべき森林・林業施策に係る独自の指標について検討し、森林経営管理の基本方針とするための「森林ビジョン（仮称）」の策定に向けた準備業務である。八女市において持続可能な森林経営を実現するためには、独自の森林評価基準の作成と、森林資源の利活用と循環型の地域経済の推進を図るための長期的な見通しを定める必要があり、骨子となる「八女市森林ビジョン素案」を策定することを目的とする。

(3) 業務内容

別紙1「企画提案・プレゼンテーション審査用仕様書（2カ年度分）」及び別紙2「契約書用仕様書（単年度）」のとおり。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(6) 提案限度額及び契約金額

提案限度額は、金9,874,700円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。※令和8年度分のみ

(7) 参加資格

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- ③国税、地方税等、租税の滞納がないこと。
- ④八女市競争入札参加指名停止等措置要綱に定める指名停止要件に該当していないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ⑥過去5年以内に、日本国内において以下に記載のある業務を行い、納入実績があること。
 - ・森林ビジョン策定業務
 - ・森林経営管理制度に基づく意向調査計画策定業務
 - ・森林経営管理制度に基づく意向調査業務
 - ・航空レーザ測量に伴う森林資源解析業務

2. スケジュール

実施内容	実施期間又は期日（予定）
参加申し込み提出期限	令和8年9月15日（火）
質問書の提出期限	令和8年9月16日（水）
質問書の回答	令和8年9月 1日（火）～9月18日（金）
企画提案書提出期限	令和8年9月25日（金）
プレゼンテーション審査	令和8年10月5日（月）
審査結果通知	令和8年10月8日（木）

※受付や提出については、休日及び祝日を除く 8 時 30 分から 17 時までとする。

3. 問合せ・提出先

〒834－8585 八女市本町647番地

八女市産業経済部林業振興課森林経営計画係

○電話番号：0943－23－1168 FAX：0943－24－9228

○電子メール：shinrinkeieikeikaku@city.yame.lg.jp

4. 提案に関する質問及び回答

（1） 質問方法

本プロポーザルの実施要領及び仕様書等に関する質問については、質問書（様式第5号）を電子メールに添付して、（3. 問合せ・提出先）宛に送信し、受信確認の電話連絡をすること。なお、電話及び口頭による質問、質問期限以降の質問は受け付けない。

（2） 質問期限

令和8年9月16日（水）17時まで（必着）

（3） 回答方法

令和8年9月18日（金）までに、質問書（様式第5号）に記載されたメールアドレス宛に電子メールで回答する。回答については、すべての参加事業者に対して開示する。

（4） 質問に対する回答の取扱い

質問に対する回答の内容は、本要領の追加又は修正とみなす。

5. 提出書類等

（1） 参加意思がある場合の提出書類

本プロポーザルの参加を希望する者は、実施要領及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

①プロポーザル参加意思表明書（様式第1号） 1部

②会社概要調書（様式第2号） 1部

③法人の登記事項証明書又は登記簿謄本 1部

④納税証明書（国税：その3の3） 1部

⑤国税、県税、市税等の滞納のない証明書（写し可） 1部

(2) 提出期限

令和8年9月15日（火）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出すること。（2）に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

※事前に別添の仕様書をご確認いただき、参加が可能かどうかを必ず確認すること。

※法人の登記事項証明書又な登記簿謄本、税に関する証明書は、発行後3か月以内のものとする。

(4) 提出先

「3. 問合せ・提出先」のとおり

6. 企画提案書、参考見積書等の作成要領

別紙1「企画提案・プレゼンテーション審査用仕様書（2カ年度分）」及び別紙2「契約書用仕様書（単年度）」の業務内容を踏まえ、次の要領で以下の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式第3号、3-1、3-2、3-3、3-4、3-5、3-6、3-7）

提案書の内容について、本業務は令和8年度末までの契約となっているが、業務の特性上、2カ年でのスケジュールを予定しているため、別紙1「企画提案・プレゼンテーション審査用仕様書（2カ年度分）」を基に2カ年分の企画提案を行うこと。ただし、契約は令和8年度業務のみとし、令和9年度業務の実施については未定である。

②参考見積書（様式第4号）

宛先は八女市長とし、提案者の所在地、事業者名、代表者名を必ず記載し、代表者印を押印すること。参考見積額は、別紙2「契約書用仕様書（単年度）」を基に令和8年度業務のみの参考見積書を記載すること。

また、令和9年度の予算編成の際に活用するため、令和9年度業務のみの参考見積書も上記同様に別途提出すること。

(2) 提出方法

持参又は郵送等（受取が確認できる方法）で提出するものとし、郵送の場合は、簡易書留の上、封筒の表面に「企画提案書在中」と朱書きすること。

(3) 提出期限

令和8年9月25日（金）17時までとする。

なお、提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出先

「3. 問合せ・提出先」のとおり

7. 提案の審査項目及び配点（合計 100 点）

審査項目	審査内容	評価基準	審査配点
1 企業評価	■会社の概要を審査	様式第1号 様式第2号	10点
2 業務実施体制	■業務遂行に十分な体制を確保し、委託者との連絡調整、迅速な対応が可能かを審査	様式第3-2号 様式第3-3号	10点
3 業務実施方針・実施フロー	■実施方針が明確且つ的確であり、実施フローが目標達成可能なものか審査	様式第3-4号	10点
4 業務工程	■業務工程が適切なものか審査	様式第3-5号	5点
5 業務遂行方法	以下に示す項目について審査 ■八女市の森林現況等の把握と適合した森林評価基準の手法提案 ■課題抽出とそれを受けた基本方針の設定 ■具体的な施策・目標の検討と森林ビジョンへの反映 ■適切な検討委員会開催支援	様式第3-6号 様式第3-7号	40点
6 提案の独自性	特記仕様書に記載している内容以外で、本市にとって有益な独自提案やアイデアがなされているか。	独自様式	10点
7 プレゼンテーション	30分以内で提案内容を分かりやすく説明し、説得力があるか。質問に対する回答は適切か。		10点
8 見積額	見積額が最も低かった事業者に満点を付する。その他の事業者については、見積額が最も低かった事業者の見積額（A）を当該事業者の見積額（B）で除した数値（ $A \div B$ ）に配点（5点）を乗じて得た得点とする（小数点以下切捨）。		5点
合計			計100点

8. 審査方法

(1) 審査員

別途定める審査委員会設置要領に基づき指定する。

(2) 審査方法

審査は、事前の書類審査及びプレゼンテーション審査によって行うものとする。なお、企画提案書の提出者が4者を超えた場合については、企画提案書等を審査し（書類審査）、上位3者をプレゼンテーション審査の対象とする。

（書類審査においても、(1)の審査員で行うこととし、審査を行った場合は、令和8年9月30日（水）までに審査結果を電子メールで通知する。） 審査は、本実施要領7の「提案の審査項目及び配点」の審査項目・審査基準により採点し、各審査員の採点結果の合計点が最も高かった者を最優秀提案者、2番目に高かった者を次点提案者として選定する。

最高得点者の者が複数いる場合は、委員の協議によって決定する。

なお、提案者が1者であっても、内容の審査及び評価を行い、基準（合計の6割）を満たしていると判断した場合は最優秀提案者として選定する。

①プレゼンテーション審査実施予定日 令和8年10月5日（月）

②実施場所 八女市役所会議室205会議室

③実施方法

ア 1者あたり40分以内（セッティング及び撤去等に関する時間を除く。）とし、その内容は以下のとおりとする。

プレゼンテーション 30分以内

質疑応答 10分以内

イ 説明者は、原則として本業務を実施する際の責任者にあたる者とする。

ウ 出席者は4名以内（パソコン操作者含む。）とする。

エ プレゼンテーションは、出席者が提出した企画提案書の内容について説明することとし、スクリーン等に投影しての説明も可とする。

オ プレゼンテーションの際に用いるパソコンは事業者が持参すること。

ただし、大型モニター（サイズ）及び HDMI ケーブルについては、市が用意することも可能なため、使用する場合は事前に申し出ること。

カ 提出された企画提案書及びプレゼンテーション審査の内容については、非公開とする。

キ 審査結果に対する異議申立ては受理しないこととする。

(3) 受託候補者の特定

審査の選定結果を基に受託候補者を特定し、書面により通知することとする。

失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者として特定し、全ての参加者に対し結果を通知する。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ② 委託契約の前日までに「参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- ③ 見積額が契約限度額を越えている場合
- ④ 不正と認められる行為があった場合
- ⑤ 選考の公平性を害する行為があった場合
- ⑥ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

9. 契約

特定した者と見積をもとに契約交渉を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）の規定による随意契約を締結する。別紙2「契約書用仕様書（単年度）」を基に単年度での契約を行う。また契約交渉が不調のときは、審査により順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行う。

なお、契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の16第1項、及び八女市契約規則第28条の1に基づき、契約保証金を納める必要がある。

10. 注意事項

- (1) 提案に関する費用は全て提案者の負担とする。
- (2) 提案に関する提出物は返却しない。
- (3) 「参加意思表示」の後に辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を提出するものとする。
- (4) 提出書類の著作権は参加する事業者に帰属するものとし、八女市が無断で使用することはない。ただし、本プロポーザル手続及び事務処理に必要な範囲において企画提案書の複製、記録及び保存を行う。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、八女市情報公開条例に基づき、提出書類の公開について判断するものとする。

11. その他

- (1) 本プロポーザルに要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 2者以上の共同提案は認めない。
- (3) 参加者が1者のみの場合においても本プロポーザルは成立するものとする。
- (4) 参加意思表示書、提案書について提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。また、本プロポーザル以外の目的には使用しない。（情報公開対象外書類）
- (6) 採用した提案は事業の実施に際して一部変更する場合がある。

- (7) 電子データで提出されるものについては、情報セキュリティにより、受信できない場合があるため、送信時から15分経過後に受信確認の連絡を行うこと。なお、原則、データ容量が5MBを超えないようにすること。